

使用料

- 1 使用時間には、使用的準備及び使用後の原状回復に要する時間を含みます。
- 2 興行イベントを目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍とします。
- 3 商品の販売、展示、商業宣伝等の営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍とします。

区分	施設名	使用料		
		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
ホール	視聴覚ホール	10,800円	14,400円	18,000円
	(ステージのみを使用する場合)	9,000円	12,000円	14,400円

※正午から午後1時までの使用に係る使用料は午前の使用料の3分の1の額とし、午後5時から午後6時までの使用に係る使用料は午後の使用料の4分の1の額とします。

区分	施設・設備名	使用料（1時間当たり）	
		午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時30分まで
集会室等	第1集会室	840円	1,200円
	第2集会室	600円	840円
	第3集会室	600円	840円
	第4集会室	600円	840円
	多目的コーナー	600円	840円
	多目的コーナー（ギャラリーとして使用する場合）	240円	240円
	コンピュータ研修室	960円	1,440円
設備	ビデオプロジェクター	1回の使用につき3,000円	
	グランドピアノ	1回の使用につき3,600円	
	16ミリ映写機	1回の使用につき1,560円	
	コンピュータ研修室機器	1回の使用につき3,000円	

※使用時間が1時間に満たない場合でも、1時間とみなします。

※多目的コーナー・ギャラリーは、図書館の開館時間中（午前9時から午後7時まで）当該施設を専有している時間の使用料がかかります（休館日を除く。）。

※ピアノの調律料は、使用者の負担とします。

減免

- 1 使用に当たっては、使用料が減免となる団体等があります。
- 2 使用料減免の可否を判断するため、必要な書類の提出を求める場合があります。

対象	減免率(%)	
	専ら催事に利用する場合	専ら練習等のために利用する場合
十日町市、津南町（以下「広域市町」という。）	100	100
広域市町が組織団体となっている一部事務組合	100	100
国及び地方公共団体	50	100
広域市町内の青少年育成団体	100	100
広域市町内の小学校、中学校及び特別支援学校	100	100
広域市町立学校以外の学校	50	100
広域市町内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園	50	100
広域市町内の社会教育関係団体	50	50
広域市町内の社会福祉関係団体	50	100
広域市町内の障がい者関係団体	50	100
広域市町内の地域振興関係団体	50	100
その他教育委員会が必要と認めた場合	必要と認めた率	